

社会福祉法人湧別福社会役員等報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人湧別福社会の非常勤の理事、監事、評議員その他法人が委嘱した委員（以下「役員等」という。）に対する報酬及び費用弁償の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等)

第2条 役員等が理事会、監事会、評議員会その他の招集に応じたとき、又はその職務に従事したときは、その報酬等を支給する。ただし、理事長の報酬に関しては、別に定める社会福祉法人湧別福社会理事長報酬に関する規程により支給する。

2 会議の招集に応じたときは、別表に定める報酬及び費用弁償を支給する。

3 前項に規定する費用弁償は、その居住地から起算し、会場まで2キロメートル以上の場合に支給するものとし、一般乗合旅客自動車路線（以下「バス」という。）による方法により計算する。

4 会議のほか、その職務を行ったときも、第2項と同様に支給するものとする。

5 公務のための旅行をするときは、別に定める社会福祉法人湧別福社会旅費規程により支給するものとする。

6 第2項に規定する報酬の支給は、町内でその職務に従事した日のうち、その職務に従事した時間が4時間未満の場合、報酬は半額とする。

(委任)

第3条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和6年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日までに、合併前の社会福祉法人湧別福社会役員等報酬規程又は社会福祉法人上湧別福社会費用弁償支給要綱（以下「合併前の規程等」という。）の規定により支給すべき、又は弁償すべき理由を生じた報酬又は費用弁償については、なお合併前の規程等の例による。

別表（第2条関係）

区 分	報酬（日額）	費用弁償（バス運賃）
理 事	8, 0 0 0円	会場まで2キロ以上の者に支給
監 事	8, 0 0 0円	〃
評議員	8, 0 0 0円	〃
外部委員	8, 0 0 0円	〃
入所判定委員	6, 0 0 0円	〃
運営推進委員	6, 0 0 0円	〃
その他法人が委嘱した委員等	6, 0 0 0円	〃